

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

### 第2条（略）

5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- （1） 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- （2） 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第10号に規定する場合を除く。）。
- （3） 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- （4） 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- （5） 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- （6） 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- （7） 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- （8） 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令

で定める同法又は国税（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(10) 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第5項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第1項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面（所得税法第225条第1項（第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

1 1 第52条第1項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

1 2 各議院若しくは各議院の委員会若しくは3議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第53条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

1 3 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

1 4 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（情報提供等の記録）

第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

(1) 情報照会者及び情報提供者の名称

(2) 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

(3) 特定個人情報の項目

(4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め

又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- (1) 第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- (2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
- (3) 第30条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- (4) 第30条第4項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前2項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第1項に規定する期間保存しなければならない。

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第29条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第23条に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号から第4号まで及び第25条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第8条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第8条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第10条第1項及び第3項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以

		下「代理人」と総称する。)
第13条第2項, 第28条第2項及び第37条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号, 第27条第2項及び第36条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第36条第1項第1号	又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する第8条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第36条第1項第2号	第8条第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第2号から第4号まで及び第25条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を除き	行政手続における特定の個人を識別す

		るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項の規定に基づく場合を除き
	自ら利用し，又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第9条第2項	自ら利用し，又は提供する	自ら利用する
第9条第2項第1号	本人の同意があるとき，又は本人に提供するとき	人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて，本人の同意があり，又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項，第28条第2項及び第37条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号，第27条第2項及び第36条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	定める	定める。この場合において，独立行政法人等は，経済的困難その他特別の理由があると認めるときは，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第26条第2項の規定の例により，当該手数料を減額し，又は免除することができる
第36条第1項第1号	又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条第2項の規定により読み替えて適用する第9条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき，同法第20条の規定に違反して収集され，若しくは保管されているとき，又は同法第28条の規

		定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第36条第1項第2号	第9条第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

3 個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第16条第3項第3号及び第4号並びに第23条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第1項	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
第16条第2項	あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前	承継前
第16条第3項第1号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項の規定に基づく場合
第16条第3項第2号	本人	本人の同意があり、又は本人
第27条第2項	第23条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

（情報提供等の記録についての特例）

第30条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで、第9条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除	利用目的

	き, 利用目的	
	自ら利用し, 又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第10条第1項及び第3項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において, 行政機関の長は, 経済的困難その他特別の理由があると認めるときは, 政令で定めるところにより, 当該手数料を減額し, 又は免除することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて, 当該行政機関の長以外のものに限る。)

2 総務省が保有し, 又は保有しようとする第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては, 行政機関個人情報保護法第8条第2項から第4項まで, 第9条, 第21条, 第22条, 第25条, 第33条, 第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし, 行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については, 次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は, 同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	法令に基づく場合を除き, 利用目的	利用目的
	自ら利用し, 又は提供してはならない	自ら利用してはならない

第10条第1項及び第3項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第23条第3項に規定する記録に記録された同法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者

3 独立行政法人等が保有する第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項から第4項まで、第10条、第21条、第22条、第25条、第33条、第34条及び第4章第3節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第13条第2項及び第	法定代理人	代理人



28条第2項		
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第26条第2項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第26条第2項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第35条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該独立行政法人等以外のものに限る。）

4 独立行政法人等個人情報保護法第3条、第5条から第9条第1項まで、第12条から第20条まで、第23条、第24条、第26条から第32条まで、第35条及び第46条第1項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）

第13条第2項及び第28条第2項	法定代理人	代理人
第14条第1号及び第27条第2項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第23条第1項	及び開示請求者	開示請求者及び開示請求を受けた者
第26条第1項	開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条第1項及び第2項に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる
第35条	当該保有個人情報提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。